

岐阜県公報

号外 (第) 平成二十七年 四月 一日

目次

人事委員会規則

岐阜県人事委員会議事規則の一部を改正する規則
職員任用に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会) 二二^ハ

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(同) 二四

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則
岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則
(同) 一八

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則
(同) 一八

事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則
(同) 一九

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(同) 二四

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(同) 二四

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
(同) 二五

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(同) 二五

岐阜県教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則
(同) 二六

岐阜県教育長の営利企業等の従事制限に係る許可を受けるべき地位を定める規則
(同) 二六

人事委員会訓令甲

岐阜県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
(人事委員会) 二六

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日)

発行 (休日) ときは翌日

平成二十七年四月一日

長の項本庁課長の欄中「総括管理監」を「管理調整監」に改め、同表選挙管理委員会の管理監」に改め、同表選挙管理委員会の項本庁課長の欄中「書記長」を「書記長」に改め、同項課長補佐の欄中「書記次長」を削り、同表警察本部長の項本庁課長補佐の欄中「師範」を「健康管理対策監」に、「警察航空隊副隊長」を「警察航空隊副隊長」に改め、同項主査の欄中「鑑識広域指導監」を削る。

別表公安職の表警察本部長の項本部課長の欄中「監察指導監」を削り、同項本部課長補佐の欄中「本部所長補佐」を取調へ監督指導官に改め、同項係長の欄中「交通捜査指導官」を「交通捜査指導官」に改め、同項主任の欄中「警察学校教官」を「警察学校教官」に改める。

別表研究職の表知事の項試験研究機関の長の欄中「森林技術開発・支援センター長」を削る。

別表医療職(一)の表知事の項次長の欄を次のように改める。

希望が丘学園長

「知的障害者更生相談所長」

希望が丘学園リハビリテーション部長

希望が丘学園発達障害者支援センター長

希望が丘学園児童発達支援センター長

「希望が丘学園発達精神医学研究所長」

希望が丘学園発達支援センター長

希望が丘学園リハビリテーション課長に改める。

知的障害者更生相談所長

発達障害者支援センター所長」

別表医療職(二)の表知事の項部長の欄中「食肉検査監」を「食肉衛生検査所食肉検査監」に改め、同項副部長の欄中「医療機関の課長」を「医療機関の課長」に改める。

別表医療職(三)の表知事の項看護部長の欄中「希望が丘学園看護部長」を「希望が丘学園看護部長」に改め、「看護専門学校長」を「看護専門学校長」に改め、「精神保健福祉センター保健福祉課長」を「知的障害者更生相談所課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県人事委員会規則第六号の一部を次のように改正する。

第二十五条の三中「に規定する」を「の」に、「と人事委員会が認める職員の職」は、「を」職員として人事委員会規則で定めるもの」は「に改め、「職とし」の下に「同号の」を加え、マ次に」を「次に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第十条の二第二項第二号の「これに準ずる職員の職として人事委員会規則で定

めるもの」は、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける獣医師の職とする。
第二十五条の四を次のように改める。

(職員の範囲)

第二十五条の四 条例第十条の二第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 前条第一項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下「大学」という。)(卒業の日から三十七年(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)に規定する臨床研修(第二十五条の七において「臨床研修」という。))を経た者にあつては三十九年、医師法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第四十七号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第二十五条の七において「実地修練」という。))を経た者にあつては三十八年)を経過するまでの期間(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。)(内に行われたもの
- 二 前条第二項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、大学卒業の日(学校教育法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十五号)による改正前の獣医師法第十二条第一号に規定する修士の課程を修了した者にあつては、当該修了の日。第二十五条の七において同じ。)(から十九年を経過するまでの期間内に行われたもの

第二十五条の五中「の各号」を削り、同条第一号中「第二十五条の三」を「第二十五条の三第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第二号中「前条」を「前条第一号」に、「第二十五条の三」を「第二十五条の三第一項」に改め、同条に次の一号を加える。
三 前条第二号に規定する期間内に新たに第二十五条の三第二項に規定する職を占めることとなつた職員

第二十五条の六中「三十五年」の下に、「第二十五条の四第二号又は前条第三号に規定する職員にあつては、十五年。次条第一項及び第二十五条の八において同じ。」を加える。

第二十五条の七第一項中「(明治三十六年勅令第六十一号)」を削る。

第二十九条の二の七中「該当する職員」の下に「(再任用職員を除く。)」を加え、「公益的法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第二十九条の九の九第二号を次のように改める。

二 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第十二条の六第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居(当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)(からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第二十九条の九の五に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)

イ 再任用職員として採用(地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した日(地方公務員法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)(の翌日におけるものに限る。))をされたこと。

ロ 派遣から職務に復帰したこと。

ハ 分限条例第二条第一項の規定による休職から復職したこと。

第二十九条の十六第三項第二号中「一万二千元」を「一万三千元」に改め、同項第三号中「一万八千元」を「二万円」に改め、同項第四号中「二万四千元」を「二万六千元」に改め、同項第五号中「三万円」を「三万三千元」に改め、同項第六号中「三万五千元」を「三万八千元」に改め、同項第七号中「四万円」を「四万三千元」に改め、同項第八号中「以上」を「以上二千キロメートル未満」に、「四万五千元」を「四万八千元」に改め、同項に次の二号を加える。

九 二千キロメートル以上二千五百キロメートル未満 五万三千元

十二千五百キロメートル以上 五万八千元

第二十九条の十七第二項第六号を次のように改める。

六 次に掲げる事由の発身に伴い、住居を移転し、第二十九条の十四に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第一

十九条の十五に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員
 イ 再任用職員として採用（地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（地方公務員法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 派遣から職務に復帰したこと。
 ハ 分限条例第二条第一項の規定による休職から復職したこと。

第二十九条の十七第二項第七号中「復帰等」を「第六号イから八までに掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に」、「復帰等」を「事由発生」に改める。

第三十四条第一項各号列記以外の部分中「次」の下に「各号」を加え、「これら」を「当該各号」に改め、「除く。」の下に「に掲げる勤務」を加え、同項第三号中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 県庁舎における危機管理の業務のための当直勤務

第三十四条第二項中「までの」を「までに掲げる」に改め、同項第六号中「前項第三号ト」を「前項第三号チ」に、「五千円」を「五千三百円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「前項第三号ホ」を「前項第三号ヘ」に、「同号ヘ」を「同号ト」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 前項第三号ホの勤務については、五千四百円

第三十四条第三項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第二号中「前項第五号」を「前項第六号」に改める。

第三十四条の二第一項中「第十八条の二第二項に規定する」を「第十八条の二第三項第一号の」に改め、同項の表を次のように改める。

管理職手当の区分	額
一種	一万二千円
二種	一万円
三種及び四種	八千円
五種及び六種（別表第一の三教育委員会の部学校の項に規定する教頭又は部主事の区分を除く。）	六千円
六種（別表第一の三教育委員会の部学校の項に規定する	四千円

教頭又は部主事の区分に限る。）、七種及び八種

第三十四条の二第二項中「第十八条の二第二項ただし書に規定する」を「第十八条の二第三項第一号の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条の三 条例第十八条の二第三項第二号の「人事委員会規則で定める額」は、次の表の上欄に掲げる管理職手当の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

管理職手当の区分	額
一種	六千円
二種	五千円
三種及び四種	四千円
五種及び六種（別表第一の三教育委員会の部学校の項に規定する教頭又は部主事の区分を除く。）	三千円
六種（別表第一の三教育委員会の部学校の項に規定する教頭又は部主事の区分に限る。）、七種及び八種	二千円

2 条例第十八条の二第一項の規定による勤務をした後、引き続き同条第二項の規定による勤務をした管理職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第三十五条第二項中「職員を同項に規定する」を「管理職員を同項又は同条第二項の規定による」に改める。

第三十六条第一項中「第二十二号まで」の下に「及び第二十五号」を加え、同項の表に次のように加える。

第二十五号の業務	千五百円
----------	------

第三十六条第十一項中「第二十条第一項第二十五号」を「第二十条第一項第二十六号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第二十条第一項第二十五号」を「第二十条第一項第二十六号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 条例第二十条第一項第二十五号の人事委員会が定めるものは、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十八条の二第一項の規定に基づき、海上保安庁長官及

び警察庁長官が告示する離島の周辺海域における警戒業務であつて人事委員会が認めるものとする。

第三十七条第三項の表第四号イの業務の項中「六千四百円」を「八千円」に、「一万二千八百円」を「一万六千円」に改め、同表第四号ロの業務の項中「六千円」を「七千五百円」に改め、同表第四号ハの業務の項中「三千円」を「三千七百五十円」に、「六千円」を「七千五百円」に改め、同表第五号の業務の項及び第六号の業務の項中「三千四百円」を「四千二百五十円」に改め、同表第七号イの業務の項中「千二百円」を「千五百円」に、「二千四百円」を「三千円」に改め、同表第七号ロの業務の項中「千二百円」を「千五百円」に改める。

第三十八条の五第一項中「振興局」を「県事務所」に改める。

第三十八条の七第一項中「子ども相談センター」の下に「希望が丘学園」を加え、「希望が丘学園」を削り、同条第二項第一号中「振興局」を「県事務所」に改め、「子ども相談センター」の下に「希望が丘学園」を加え、「知的障害者更生相談所若しくは希望が丘学園」を「若しくは知的障害者更生相談所」に改める。

第三十八条の十八第四項及び第七項中「振興局」を「県事務所」に改める。

第四十七条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第四十八条を次のように改める。

(人事委員会規則で定める支給区分等)

第四十八条 条例別表第六に掲げる人事委員会規則で定める区分及び地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)別表地域の区分欄に掲げる区分及び同表地域の欄に掲げる地域(条例別表第六四級地の項に規定する地域を除く。)とする。

第五十条中「の各号」を削り、同条第二号口中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第三号口中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第五十四条第一項第一号イ及び第二号口中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第五十七条の三第二項第一号中「あつては、勤務日」を「ついでには勤務日」に改め、「者」の下に「」同項第七号に掲げる職員については育児休業の承認に係る期間が五日以下の者」を加える。

第五十七条の五第一号イ中「百分の百六十五」を「百分の百五十」に、「百分の二百

五」を「百分の百九十」に改め、同号口中「百分の百八十五」を「百分の百七十」に改め、同条第二号中「百分の七十五」を「百分の七十」に、「百分の九十五」を「百分の九十」に改める。

付則第十二項第二号中「免震重要棟内」の下に「及び新事務棟内」を加える。

別表第一保健所の項の次に次のように加える。

防災課	ヘリコプターの操縦業務に従事することを本務とする職員	三
-----	----------------------------	---

別表第一保健環境研究所の項中「二」の下に「人事委員会が定めるものにあつては、」を加え、同表衛生専門学校及び看護専門学校の項の次に次のように加える。

希望が丘学園	(1) 児童と起居を共にする保育士 (2) 児童と起居を共にする看護師及び准看護師 (3) 常時児童の保護に直接従事する保育士(1)に掲げる者を除く。 (4) 常時児童の生活指導の業務に従事する児童指導員 (5) 常時児童の言語訓練の業務に従事する言語聴覚士 (6) 栄養士(人事委員会の定める者に限る。) (7) 常時診療放射線業務に従事する診療放射線技師 (8) 理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師(人事委員会の定める者に限る。) (9) 常時児童の看護に直接従事する看護師及び准看護師(2)に掲げる者を除く。 (10) 児童の教育及び指導に直接従事することを常例とする職員	三 二(人事委員会が定めるものにあつては、) 一(人事委員会が定めるものにあつては、) 五)
--------	--	---

別表第一動物愛護センターの項の次に次のように加える。

発達障害者支援センター

児童の教育及び指導に直接従事することを常例とする職員

別表第一希望が丘学園の項及び防災課の項を削る。

別表第一の三知事の部本庁の項中「子ども・女性局長、次長（人事委員会の認めるものに限る）」を「秘書政策審議監」に、「次長、観光交流推進局長」を「部内局長、次長、副局長」に、「秘書政策審議監」を「岐阜地域総括監」に改め、「農業技監」の下に「家畜防疫専門監」を加え、「室長（人事委員会の認めるものに限る）」、「総括管理監（人事委員会の認めるものに限る）」、「技術総括監（人事委員会の認めるものに限る）」を削り、「室長、総括管理監」を「室長、管理調整監、公会計整備調整監」に、「県有施設管理監、県庁舎再整備企画監」を「県庁舎再整備企画監、県有施設管理監」に、「スポーツ推進企画監、岐阜地域調整監」を「スポーツ施設企画監、地域スポーツ推進監」に改め、「岐阜地域防災対策監」の下に「地域防災対策監、情報技術指導監、地域防災支援監」を加え、「救助・防災対策監」を削り、「消費生活対策監」を「生活相談対策監」に、「在宅医療推進監、看護企画監、県立病院・看護大学法人企画監、医師確保対策監」を「看護企画監、医師確保対策監、在宅医療推進監」に、「ライフスタイル企画監」を「少子化対策企画監」に改め、「販売戦略企画監」を削り、「家畜防疫対策監」を「畜産指導監」に改め、「森林監視指導監」の下に「地域連携推進監」を加え、「土地利用調整監」を「土砂災害対策監」に、「施設管理調整監、鉄道高架推進企画監」を「鉄道高架推進企画監、施設管理調整監」に改め、「主幹」の下に「アスリート支援企画監」を加え、同部振興局の項を次のように改める。

県事務所		所長、地域危機管理監、副所長	二種
地域調整監			四種
課長（揖斐県事務所、中濃県事務所及び恵那県事務所の出納課長を除く。）			六種
担当主幹			七種

別表第一の三知事の部消防学校の項を削り、同部職員研修所の項中

所長

二種

を

所長

課長

改め、同部歴史資料館の項中「二種」を「四種」に改め、同部自動車税事務所の項中

所長 二種

管理監 四種

を削る

に改め、同部東京事務所の項中「課長、企業誘致監」を削る

移住定住推進監、企業誘致監

課長

四種 六種 に改め、同項の次に次のように加える。

消防学校 校長 四種

別表第一の三知事の部保健所の項中「副所長」及び「管理監」を削り、「主幹」の下に「担当主幹」を加え、同部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「森林技術開発・支援センター長」を削り、同部衛生専門学校

校長 二種

管理監 四種

に改め、同部病害虫防除所の項及び農業高等学校の項を次のように改める。

農業高等学校	校長	二種
	副校長	四種
病害虫防除所	所長	四種

別表第一の三知事の部土木事務所の項中、「管理監」を削り、「岐阜土木事務所を除く」を「美濃土木事務所、郡上土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所、下呂土木事務所及び古川土木事務所の道路維持課長に限る」に改め、同部建築事務所の項中「(岐阜・西濃建築事務所にあつては、二種)」を削り、同部東部広域水道事務所の項中「管理監」を削り、「企画工務課長」を「工務管理課長」に改め、同表議会議長の部事務所の項中「総括管理監」を「管理調整監、管理監」に改め、同表教育委員会の部事務局の項中「教育次長」を削り、「義務教育総括監」を「副教育長、教育次長、義務教育総括監」に改め、「教育主管」の下に「福利厚生室長」を加え、「総括管理監」を「管理調整監」に改め、「厚生企画監」を削り、「研修企画監」の下に「生徒指導企画監」を加え、「管理監」を削り、同部学校の項中

管理監	校長、副校長
四種	
六種(人事委員会が定めるものにあつては、五種又は三種)	校長、副校長

六種(人事委員会が定めるものにあつては、五種又は三種)に改め、同部森林文化アカデミーの項中「課長」の下に「森林技術開発・支援センター長」を加え、同部図書

館の項中	管理監	四種
	総務課長	六種

を
総務課長、サービス課長
六種

に改め、同部高山陣屋管理事務所の項中「二種」を「四種」に改め、同

部博物館の項中	館長	一種
	副館長	二種

を
館長、副館長
二種

に改め、同部美術館の項中「主幹」を「課長」に改め、同表代表

監査委員の部事務局の項中	事務局長	一種
	課長	二種

を
事務局長、課長
二種

に改め、「総括管理監」を削る。

別表第一の四一の表九級の部中

一 諭	128,900円	一 諭	128,900円
二 諭	103,100円	二 諭	103,100円

に改め、八級の部一種の項中「118,900円」を「118,800円」に改め、別表第一の四の二の表九級の部一種の項中「121,000円」を「120,800円」に改め、別表第一の四の六の表七級の部中

「四種」	67,800円	を	「四種」	67,800円	に改める。
「六種」	54,200円		「六種」	54,200円	

別表第一の五一の表九級の部中

「一種」	112,900円	を	「一種」	112,900円
「二種」	90,300円		「二種」	90,300円

に改め、別表第一の五の表七級の部中

「四種」	56,000円	を	「四種」	56,
「六種」			「六種」	44,

000円	に改める。
800円	

別表第二を次のように改める。

別表第 2 (第25条の7 関係)

職員の区分 期間の区分	第 1 項職員				第 2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	
	円	円	円	円	円
1 年未満	366,700	307,000	249,800	183,700	30,000
1 年以上 2 年未満	366,700	307,000	249,800	183,700	30,000
2 年以上 3 年未満	366,700	307,000	249,800	183,700	30,000
3 年以上 4 年未満	366,700	307,000	249,800	183,700	30,000
4 年以上 5 年未満	366,700	307,000	249,800	183,700	30,000
5 年以上 6 年未満	366,700	307,000	249,800	183,700	30,000
6 年以上 7 年未満	366,700	307,000	249,800	183,700	27,000
7 年以上 8 年未満	366,700	307,000	249,800	183,700	24,000
8 年以上 9 年未満	366,700	307,000	249,800	183,700	21,000
9 年以上 10 年未満	366,700	307,000	249,800	183,700	18,000
10 年以上 11 年未満	366,700	307,000	249,800	183,700	15,000
11 年以上 12 年未満	366,700	307,000	249,800	183,700	12,000
12 年以上 13 年未満	366,700	307,000	249,800	183,700	9,000
13 年以上 14 年未満	366,700	307,000	249,800	183,700	6,000
14 年以上 15 年未満	366,700	307,000	249,800	183,700	3,000
15 年以上 16 年未満	366,700	307,000	249,800	183,700	
16 年以上 17 年未満	362,700	303,700	247,200	182,100	
17 年以上 18 年未満	358,700	300,400	244,600	180,500	
18 年以上 19 年未満	354,700	297,100	242,000	178,900	
19 年以上 20 年未満	350,700	293,800	239,400	177,300	
20 年以上 21 年未満	346,700	290,500	236,800	175,700	
21 年以上 22 年未満	329,800	276,700	224,800	166,500	
22 年以上 23 年未満	312,600	262,700	212,900	156,700	
23 年以上 24 年未満	295,900	249,200	200,900	147,600	
24 年以上 25 年未満	279,000	235,300	189,100	137,900	
25 年以上 26 年未満	262,100	221,600	177,300	128,700	
26 年以上 27 年未満	241,300	204,000	162,900	117,700	
27 年以上 28 年未満	220,900	186,900	148,600	107,300	
28 年以上 29 年未満	200,500	169,600	134,300	97,000	
29 年以上 30 年未満	179,700	152,000	120,000	86,000	
30 年以上 31 年未満	157,800	134,000	105,000	75,400	
31 年以上 32 年未満	135,900	115,700	90,200	64,300	
32 年以上 33 年未満	114,200	97,800	75,000	53,900	
33 年以上 34 年未満	82,300	71,800	55,900	39,700	
34 年以上 35 年未満	52,500	47,500	37,500	26,500	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第25条の5各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において「第 1 項職員」とは第25条の3 第 1 項の職を占める職員を、「第 2 項職員」とは同条第 2 項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1 種」とは第25条の3 第 1 項第 1 号の職を占める職員を、「2 種」とは同項第 2 号の職を占める職員を、「3 種」とは同項第 3 号の職を占める職員を、「4 種」とは同項第 4 号の職を占める職員をいう。

別表第五の四を次のように改める。
別表第五の四(第四十七条関係)

所在地	公 署
下呂市萩原町羽根二六〇五の一	下呂総合庁舎
四美一五五七の三	水産研究所下呂支所
萩原一八五六	下呂市萩原町四美駐在所
幸田一一二八の一	下呂市萩原町萩原駐在所
小坂町小坂町八二五の五	下呂看護専門学校
森二二一一	下呂市小坂町駐在所
馬瀬名丸四〇六	下呂市森駐在所
揖斐郡揖斐川町坂内広瀬三五	下呂市馬瀬駐在所
恵那市岩村町一五二四の一	坂内小学校
上矢作町一七九八の一	岩邑小学校
中津川市神坂一五二六の三	上矢作小学校
加子母二七八一の七二	神坂小学校
下呂市萩原町萩原一一〇一番地	加子母小学校
宮田一三四〇	萩原小学校
尾崎九七三	宮田小学校
小坂町小坂町一〇二〇	尾崎小学校
宮地六〇〇	小坂小学校
馬瀬中切九七六	竹原小学校
揖斐郡揖斐川町坂内広瀬三五	馬瀬小学校
恵那市岩村町一二七三の一	坂内中学校
上矢作町漆原六七	岩邑中学校
中津川市阿木六〇〇六	上矢作中学校
神坂一五二六の三	阿木中学校
下呂市萩原町萩原五七九	神坂中学校
尾崎六一	萩原南中学校
小坂町長瀬四六六	萩原北中学校
	小坂中学校

森四五五の一	下呂中学校
宮地二七一四	竹原中学校
馬瀬中切一八五二	馬瀬中学校
萩原町萩原三二六の一	益田清風高等学校
小川四三三の一	下呂特別支援学校
萩原町萩原一五七二の一	下呂警察署
恵那市岩村町七〇九の四	岩村警部交番
揖斐郡揖斐川町東横山四三七の二	藤橋警察官駐在所
坂内広瀬九三五の一	坂内警察官駐在所
下呂市萩原町尾崎二四〇の一	尾崎警察官駐在所
小坂町大垣内一一八一	小坂警察官駐在所
落合二七の三	落合警察官駐在所
宮地二六二二の三	宮地警察官駐在所
馬瀬名丸六三三の三	馬瀬警察官駐在所

別記第二号様式の五裏面記入上の注意第七項中「峠」を「峠又は河川中流懸崖」となった
峠、派遣から職務に復帰した者申し上は本職から復職した者」に、「適用」を「それ
ぞれ「適用」又は「再任用」、「復帰」申し上は「復帰」に改める。
別記第三号様式の三を次のように改める。

(表面)

第 3 号様式の 3 (第 35 条関係)

管理職員特別勤務実績簿	所 属	補職名	氏 名	従事者印	任命権者印	整理番号
	年 月 分 枚目					
勤務日	年 月 日 () (週休日等・週休日等以外の午前 0 時から午前 5 時まで)		管理職手当の区分		種	
勤務開始時刻 (A)	時 分	時 分	管理職員特別 勤務手当の額	第 1 項の 勤務	6 時間以下の勤務の場合	円 / 回
勤務終了時刻 (B)	時 分	時 分		第 2 項の 勤務	6 時間超の勤務の場合	円 / 回
休憩等の時間 (C)	時 分	時 分	月初からの累計		回 数	金 額
実働時間数 (B A C)	時 間 分		第 1 項 の勤務	6 時間以下	回	円
				6 時間超	回	円
勤務の区分	第 1 項の勤務 (6 時間以下 ・ 6 時間超) 第 2 項の勤務		第 2 項 の勤務		回	円
手当額	円		計		回	円
勤務の具体的な内容	勤務をすることが必要であった理由		週休日等の振替等が行えなかった理由 (第 1 項の勤務の場合に記入)		その他参考となる事項	

- 記入上の注意
- この様式において「第 1 項の勤務」とは条例第 18 条の 2 第 1 項に規定する勤務を、「第 2 項の勤務」とは同条第 2 項に規定する勤務をいう。
 - 印の欄は、1 の日において、勤務の開始が 2 以上ある場合に記載すること。
 - 勤務日及び勤務の区分の欄は、該当するものに 印を付すこと。
 - 整理番号欄は、月ごとに、個人別の通番を付すこと。
 - この様式により難い特別の事情があるときは、人事委員会の承認を得て定める様式によることができる。

(裏面)

支給に当たっての注意事項

- この手当は、臨時又は緊急の必要等がある場合において、明示の指示により又は明示の指示が想定される状況下で管理職員が週休日等又は週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間にやむを得ず勤務に従事したときに支給されるものであること。
- この手当の支給対象となる勤務が否かは、原則として、真に当該週休日等又は週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間に処理すべき業務のための勤務であったか否かを判断の基礎とし、臨時又は緊急の必要性もなく、職員の自由意思に基づいて行われる勤務又は自宅等において部下職員に指示を行えば足りるようなものまで含むものではないこと。
- 1 時間にも達しないなど極めて短時間の勤務については、原則としてこの手当の支給対象とはならないものであること。
- 以下に掲げる業務のための勤務は、この手当の支給対象とはならないこと。
 - 各種資料の整理等
 - 通常の勤務時間内においても一般的に行われているデータの計測、機器の管理その他これに類する業務
 - 所属機関以外の機関等が主催する諸行事 (記念式典、表彰式、講習会等) 等への儀礼的な参加又は出席 (挨拶等を行う場合を含む。)
 - 所属機関が主催又は共催する諸行事等への開催事務担当者以外の立場での参加又は出席

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岐阜県条例第三号。以下「平成二十七年改正条例」という。)(附則第三項から第五項までの規定による給料の支給については、この項から第九項までに定めるところによる。

(平成二十七年改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員)

3 平成二十七年改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)(以降に初任給基準異動(給料表の適用を異にしない岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則(昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号。以下「初任給規則」という。)(別表第六に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次項第一号において同じ。)(をした職員

二 切替日以降に切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「基準級」という。)(より下位の職務の級に降格をした職員

三 切替日前に次に掲げる期間(この号及び次項第三号において「休職等期間」という。)(がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(初任給規則第四十二条、岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号。以下「育児休業条例」という。)(第八条、岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年岐阜県条例第四十二号)第五条、岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十四年岐阜県条例第二号)第十条又は岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十五号)第十条の規定による号給の調整をいう。次項第三号において同じ。)(をされたもの

イ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間

ロ 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けていた期間

ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年岐阜県条例第五号)第二条第一項又は岐阜県公益的法人等への職員の派遣

等に関する条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間

二 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしていた期間

ホ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)(第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間

ヘ 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「勤務条件条例」という。)(第四十一条の病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

ト 地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

チ 地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

四 切替日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第十条第一項又は第十七条に規定する勤務をいう。次項第四号において同じ。)(を開始し、又は終了した職員

五 切替日以降に再任用職員異動(地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員について行う条例第三十一条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次項第五号において同じ。)(をした職員

六 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。)(

七 教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受ける職員のうち、切替日以降に三級に昇格した職員

八 切替日以降に平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員でなくなつた職員

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員(次項において「複数事由該当職員」という。)(を除く。)(であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成二十七年改正条例附則第四項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第六号及び第八号に掲げる場合を除く。)(切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの

異動が順次あったものとした場合)に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 基準級より下位の級に降格をした場合(第六号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を二回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第六号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 平成二十七年改正条例第一条の規定による改正前の勤務条件条例(次号において「改正前条例」という。)別表第一から別表第五までの給料表に定める給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額(ロにおいて「切替前給料表による給料月額」という。)に、育児休業条例第十八条(育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた勤務条件条例第三十一条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員(イに掲げる職員を除く。) 切替前給料表による給料月額

五 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前条例別表第一から別表第五までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(ロにおいて「切替前の再任用給料月額」という。)

ロ 当該再任用職員異動後において地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八條の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務条件条例三十一条第二項の規定により定められたその者の当該再任用

職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

六 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

七 切替日の前日から引き続き教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受ける職員が三級に昇格した場合 切替日の前日にその者が受けていた給料月額に相当する額と教職調整額に相当する額との合計額に相当する額

八 給料表の適用を異にする異動により、その職務の級を教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の三級に決定された場合(切替日より前に教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の三級に決定されたことがある場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降に給料表の適用を異にする異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)に同日において受けることとなる給料月額に相当する額と教職調整額に相当する額との合計額に相当する額

五 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成二十七年改正条例附則第四項の規定による給料として支給する。

(平成二十七年改正条例附則第五項の規定による給料の支給)

六 人事交流等職員(切替日以降に、職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この項及び次項において同じ。)(当該人事交流等職員となつた日以降に第四項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十七年改正条例附則第三項の規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。)には、その差額に相当する額を、平成二十七年改正条例附則第五項の規定による給料として支給する。

七 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に第四項各号に掲げ

る場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして第四項及び第五項の規定を適用したとすれば支給されることとなる平成二十七年改正条例附則第四項の規定による給料の額に相当する額を、平成二十七年改正条例附則第五項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

8 平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

9 平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の支給については、この規則の規定による場合には部内他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

10 平成二十七年改正条例附則第八項の規定により読み替えられた岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第十二条の七第二項の三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、二万六千円とする。

(平成二十七年改正条例附則第十四項の規定による寒冷地手当に関する経過措置)

11 この項及び次項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧寒冷地等在勤等職員 平成二十七年改正条例附則第十項第一号に規定する旧寒冷地等在勤等職員をいう。

二 新寒冷地等在勤等職員 平成二十七年改正条例附則第十項第二号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。

三 特定旧寒冷地等在勤等職員 平成二十七年改正条例附則第十項第三号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。

四 施行日 平成二十七年改正条例の施行の日をいう。

五 基準日 勤務条件条例第二十一条第一項に規定する基準日(その属する月が平成三十年三月までのものに限る。)をいう。

12 基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日において

旧寒冷地等在勤等職員であった者であつて、施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であったもの(平成二十七年改正条例附則第十一項から第十三項までの規定により寒冷地手当を支給される者を除く。)に対しては、その旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であった期間を特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして、平成二十七年改正条例附則第十一項から第十三項までの規定を適用したとすれば算出される額の寒冷地手当を支給する。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

13 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成十六年岐阜県人事委員会規則第十号の二)の一部を次のように改正する。

附則中第十二項を削り、第十三項を第十二項とする。

14 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成十八年岐阜県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「受ける給料月額」の下に「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岐阜県条例第三号)附則第三項から第五項までの規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額にこれらの規定により支給される給料の額を加算した額をいう。以下同じ。」を加え、「その差額に相当する額」を「平成二十八年三月三十一日までの間においてはその差額に相当する額(以下「差額相当額」という。)(に三分の二を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間においては差額相当額に三分の一を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に改め、附則第九項及び第十項中「その差額に相当する額」を「平成二十八年三月三十一日までの間においてはその差額相当額に三分の二を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間においては差額相当額に三分の一を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に改める。」

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四号

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員等旅費条例施行規則（昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第四号」を「第五号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第五号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の六第四項第一号中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「行政
執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局の項中「総括管理監」を「管理調整監、管理監」に改める。

別表第二本庁の項中「次長、子ども・女性局長、観光交流推進局長」を「秘書政策審議監、部内局長、次長、副局長」に、「秘書政策審議監」を「全国育樹祭推進事務局次長、岐阜地域総括監」に改め、「全国育樹祭推進事務局次長」を削り、「総括管理監」を「管理調整監」に改め、「全国育樹祭推進事務局次長」の下に、「公会計整備調整監」を加え、「県有施設管理監、県庁舎再整備企画監」を「県庁舎再整備企画監、県有施設管理監」に、「スポーツ推進企画監、岐阜地域調整監」を「スポーツ施設企画監、地域スポーツ推進監、アスリート支援企画監」に改め、「岐阜地域防災対策監」の下に、「地域防災対策監、情報技術指導監、地域防災支援監」を加え、「救助・防災対策監」を削り、「消費生活対策監」を「生活相談対策監」に改め、「在宅医療推進監」及び「県立病院・看護大学法人企画監」を削り、「医師確保対策監」の下に、「在宅医療推進監」を加え、「ライフスタイル企画監」を「少子化対策企画監」に改め、「販売戦略企画監」を削り、「家畜防疫対策監」を「畜産指導監、家畜防疫専門監」に改め、「森林監視指導監」の下に、「地域連携推進監」を加え、「土地利用調整監、施設管理調整監、鉄道高架推進企画監」を「土砂災害対策監、鉄道高架推進企画監、施設管理調整監」に改め、「行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任」を削り、「人事課の課長補佐、係長、主査、主任及び主事」の下に、「行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任」を加え、同表振興局の項を次のように改める。

県 事 務 所	所長、地域危機管理監、副所長、課長（揖斐県事務所、中濃県事務所及び恵那県事務所の出納課長を除く）、地域調整監、担当主幹
---------	---

別表第二自動車税事務所の項中、「管理監」を削り、同表保健所の項中、「管理監」を削り、「主幹」の下に、「担当主幹」を加え、同表農林事務所の項中、「管理監」を削り、「主幹」を「担当主幹」に改め、同表土木事務所の項中、「管理監」を削り、「岐阜土木事務所道路維持課長を除く」を「美濃土木事務所、郡上土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所、下呂土木事務所及び古川土木事務所の道路維持課長に限る」に改め、同表試験研究機関の項中「センター長」を「食品安全検査センター長」に改め、同表職員研修所の項中「管理監」を「課長」に改め、同表東京事務所の項中「課長」の下に、「移住定住推進監」を加え、同表衛生専門学校校の項中「管理監、総務課長」を「課長」に改め、同表看護専門学校校の項中「校長」の下に、「課長（多治見看護専門学校）の総務課長に限る。」を加え、同項の次に次のように加える。

希望が丘学園	園長、事務局長、部長、発達精神医学研究所長、児童発達支援センター長、課長、室長、看護指導監
わかあゆ学園	園長

別表第二精神保健福祉センターの項中「所長」の下に、「保健福祉課長」を加え、同表食肉衛生検査所の項中「食肉検査監」の下に、「担当主幹」を加え、同表知的障害者更生相談所の項の次に次のように加える。

発達障害者支援センター	所長
-------------	----

別表第二希望が丘学園の項及びわかあゆ学園の項を削り、同表国際たくみアカデミーの項中「管理部長、指導部長、主幹」を「部長、担当主幹」に改め、同表情報科学芸術大学院大学の項中、「管理監」を削り、同表東部広域水道事務所の項中、「管理監」を削り、「企画工務課長」を「工務管理課長」に改める。

別表第三事務局の部本庁の項中「教育長」を「副教育長」に、「総括管理監」を「室長、管理調整監」に改め、「厚生企画監」を削り、「研修企画監」の下に、「生徒指導企画監」を加え、「管理監」を削り、「並びに」を「及び」に、「免許・公務災害係長及び健康管理係長」を「並びに企画免許係長、教職員課福利厚生室の健康管理・公務災害係長」に改め、同表高等学校の部及び特別支援学校の部中、「管理監」を削り、同表森林文化アカデミーの部中「課長」の下に、「森林技術開発・支援センター長」を加え、同表図書館の部中「管理監」を削り、「総務課長」の下に、「サービス課長」を

加え、同表文化財保護センターの部中、「総務課長」を削り、同表美術館の部中「主幹」を「課長」に改める。

別表第五事務局の項中、「総括管理監」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第七号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表歯科技工士の部短大卒の項中「短大卒」を「短大2卒」に改め、同項の前に次のように加える。

短大3卒	0	1	5	別	別	別
				に	に	に
				定	定	定
				め	め	め

別表第二の表歯科技工士の部高校卒の項を削る。

別表第六の表中「修 十 課 修 了」を「修 十 課 修 了」に改める。

「修 十 課 修 了」を「修 十 課 修 了」に改める。

別表第六の表歯科技工士の部短大卒の項中「短大卒」を「短大2卒」に改め、同項の前に次のように加える。

35		50	52	70	74	42	39	別表第六りの表 歯科技工士の部 高校卒の項を削る。	短大3卒
35	に、	50	52	71	75	43	39		
35	30	51	52	72	76	43	40		
35	30	51	53	73	77	44	40		
36	31	51	53	74	78	44	41		
36	31	51	53	75	79	44	を		
36	31	51	54	76	80	45	33		
37	32	51	55	77	81	に、	34		
37	32	51	56	78	を	に、	34		
38	32	51	57	79	68	69	35		
38	32	51		に、	68	69	35		
39	33	51		51	68	70	35		
	33	51		51	69	70	36		
	33	51		51	69	70	36		
	33	52		51	69	71	36		
	34	52	を	51	69	71	37		
	34	52	50	52	70	71	37		
	34	52	50	52	70	72	38		
	34	53	50	52	70	73	38		
を									
29									

54	76	77	別表第七口の表中	16	16	30	29	32	30
54	77	78		16	16	30	30	32	30
54	78	79		16	16	30	30	32	30
55	79	80		16	16	30	30	32	30
55	80	81		17	を	30	30	32	31
55	81	82		68	13	31	31	31	31
55	82	83		68	14	31	31	32	31
56	83	84		69	14	31	31	32	31
56	84	を		69	14	に、	31	32	31
56	85	68		70	14	14	32	32	31
57	86	68	70	14	14	32	33	31	
58	87	68	71	14	14	33	34	31	
59	に、	69	71	14	14	を	34	31	
60		70	72	15	14	28	35	31	
61	53	70	72	15	14	29	に、	31	
	53	71	73	15	14	29	29	32	
	53	72	74	15	15	29	29	32	
	53	73	75	15	15	29	29	32	
	53	74	76	16	15	29	29	32	
	54	75			15	29		32	

を	34	別表第七八の表中	める。	30				49	54	を
25	34			30	31	45		50	54	52
26	34			31	31	45	を	50	54	52
26	35			31	31	45	41	50	55	52
27	35			31	32	45	42	51	55	52
27	35		26	31	32	45	42	51	55	52
28	36		27	31	32	45	42	51	に	52
28	36		28	31	32	45	43	52		53
29	36		29	32	33	45	43	52	に	53
29	37		29	32	33	45	44	52		53
30	37		30	32	33	45	44	53	42	53
30	37		30	32	34	46	44	53	43	53
31	38		31	32	34	46	44	53	44	53
31	38		31	32	35	46	44		45	53
32	38		32	32	35	47	44		46	53
32	39		32	32	36	47	44		47	53
33	39		33	32	36	47	44		48	53
33	39		33	32	37		44		48	53
33	40		33	に改	を	に	44		49	53
						44		49	53	
						45				

		別表第七二の表中	に改める。	36	を			71	67	34
64	35			36	33	34	68	71	67	34
64	35			36	34	34	68	71	68	34
65	36				34	34	68	71	68	35
65	36				34	35	68	71	69	35
65	37		34		34	35	68	71	69	35
65	38		35		34	35	68	を	70	36
65	39		36		34	35	68		65	70
を	に		37		34	36	68	66	70	37
61			38		35	36	68	66	70	37
62	62		39		35	36	68	67	70	38
62	62		40		35	37	68	67	70	38
62	62				35	37	68	67	70	39
62	62				35	37	68	68	70	39
62	63				35	38	68	68	70	に
63	63		を		36	38	68	68	71	
63	63		33		36	39	68	68	71	66
63	63		34		36		に	68		
63	64		34		36		34	68		
63	64					34	68			

34	を	31	59	62	93	を	90	66	64
34	25	32	59	62	に	89	90	67	64
34	26	33	60	63		89	91	67	64
35	26	33	60	63	58	89	91	を	64
35	27	34	60	63	58	90	92	66	64
35	27	34	60	63	58	90	92	66	64
	28	35	60	63	58	90	93	66	に
	28	35	60	を	59	90	93	66	に
	29	36	60	57	59	90	93	に	65
	29	36	60	58	59	91	94	67	66
	30	37	60	58	59	91	94	68	66
	30	37	60	58	60	91	94	68	を
	31	38	に	58	60	91	95	を	65
	31	38		58	60	91	95	67	65
	32	39	26	58	61	92	96	67	65
	32	39	27	59	61	92	96	68	65
	33	40	28	59	61	92	96	に	に
	33	40	29	59	61	92	96		
	33	41	30	59	61	92	97		

に改める。

別表第七への表中	22			77	93			54	別表第七ホの表中
	22	30	21	を	94	97	52	55	
	23	30	21		94	98	53	55	
	23	31	22	74	94	98	54	56	
	23	31	22	74	に	99	55	を	46
30	23	32	22	74		を	に	45	47
30	23	32	23	74	75	90		46	48
31	23	33	23	74	75	90	91	46	49
31	24	を	24	75	75	91	91	47	49
32	24	20	24	75	75	91	92	47	50
32	24	20	25	75	75	91	92	47	50
33	24	21	25	75	76	91	93	48	51
33	25	21	26	75	76	92	93	48	51
34	25	21	26	75	76	92	94	49	52
34	26	21	27	75	76	92	94	49	52
35	26	21	27	75	76	92	95	50	53
35	27	22	28	75	77	93	95	50	53
36	に改める。	22	28	に	77	93	96	51	53
36		22	29		77	93	96	51	54
		22	29	21	77		97	52	

28	54	50	53	80	83	43	33	46	37
28	55	50	53	80	83	43	34	46	37
29	55	51	53	80	84	44	34	46	38
を	55	51	53	80	84	44	35	47	38
22	に	51	53	80	84	45	35	47	39
23	23	51	54	に	85	45	36	47	39
23	23	51	54	50	85	46	36	48	40
23	23	52	54	50	を	46	37	を	40
24	24	52	54	50	80	47	37	29	41
24	24	52	54	50	80	47	38	30	41
24	24	52	55	51	80	に	38	30	42
24	24	52	55	51	80	81	39	30	42
25	25	53	55	51	80	81	39	31	43
25	25	53	55	51	80	81	40	31	43
25	25	53	56	52	80	81	40	31	44
26	26	53	を	52	80	82	41	32	44
26	26	53	49	52	80	82	41	32	45
26	26	53	50	52	80	82	42	32	45
26	27	54	50	52	80	82	42	32	45
27	27	54	50	52	80	83	42	33	45

を	47	37	42	別表第七の表中	42	44	23	別表第七の表中	27
43	47	38	42	33	42	45	23	に改める。	27
43	48	38	42	34	43	45	24	22	
43	48	39	43	34	43	46	24	23	
43	49	39	43	35	44	46	25	24	
44	に	40	43	35	44	47	26	25	
44	43	40	44	36	45	47	27	25	
44	43	41	44	36	46	48	に	25	
44	43	41	44	37	47	を	38	26	
44	43	42	45	37	に改める。	37	39	26	
44	44	42	45	38	38	38	40	27	
44	44	43	46	38	39	39	41	27	
44	44	43	46	39	40	40	41	28	
44	44	43	47	40	41	41	42	を	
に	45	44	を	41	41	41	42	21	
26	45	45	34	41	41	41	43	22	
26	46	45	35	41	41	41	43	22	
26	46	46	36	41	41	41	44	22	
26	47	46	37	41	41	41			

事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

38	49	39	43	44	別表第七又の表中	28	32	27
38	49	40	43	45		28	32	27
39	50	40	43	45		28	33	27
39	50	41	43	45		28	を	27
39	51	41	43	45		28	」	28
39	を	42	44	46	42	28	25	28
39	36	42	44	46	42	28	25	28
39	36	43	44	47	42	28	25	28
39	36	43	44	を	42	28	26	28
39	36	44	44	41	42	28	26	29
39	36	44	44	41	43	28	26	29
39	37	45	44	41	43	28	26	29
39	37	45	44	42	43	28	26	30
39	37	46	44	42	43	に改める。	26	31
39	37	46	37	42	43		27	31
39	37	47	37	42	44		27	31
39	38	47	38	42	44		27	31
39	38	48	38	42	44		27	31
39	38	48	39	43	44		27	32

平成二十七年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第八号

事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

事務局長に対する権限の委任に関する規則（昭和五十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

本則中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 岐阜県教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成二十七年岐阜県人事委員会規則第十三号）第二号の規定により、教育長の職務に専念する義務の特例について承認すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第九号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第八号」を「第十号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表条例第二号第一項第二号に該当する公益的法人等の項中「一般社団法人地方税電子化協議会」を削り、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、「日本下水道事業団」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十一号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則中第二十五項を第二十六項とし、第二十一項から第二十四項までを一項ずつ繰り下げ、第二十項の次に次の一項を加える。

（平成二十八年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

21 第六項から第十一項まで及び第十九項の規定は、平成二十八年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十八年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「平成二十七年一月一日（以下「基準日」という。）前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と、「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「平成二十七年十二月三十一日」と、第八項第一号中「職員（次号及び第三号において「昇給号給数抑制職員」という。）にあつては、三号給以上」とあるのは「職員にあつては、一号給以上」と、同項第二号中「四号給（昇給号給数抑制職員にあつては、二号給）」とあるのは「四号給」と、同項第三号中「三号給以下（昇給号給数抑制職員にあつては、一号給以下）」とあるのは「三号給以下」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から平成二十七年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十八年一月一日」と、第十九項中「前項」とあるのは「第二十一項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十二号

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則（平成十九年岐阜県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

則第十八号)の一部を次のように改正する。
 第四条中「法人は」を「ものは」に改め、同条第一号中「同条第二項」を「同条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則をここに公布する。
 平成二十七年四月一日

岐阜県人事委員会
 委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十三号

岐阜県教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則

岐阜県教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第二十八号)第二条第二号の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体の機関、学校その他公共的団体から委嘱を受け、講演、講義等を行う場合
- 二 その他人事委員会の承認を得た場合

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育長の営利企業等の従事制限に係る許可を受けるべき地位を定める規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県人事委員会
 委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十四号

岐阜県教育長の営利企業等の従事制限に係る許可を受けるべき地位を定める規則

平成二十七年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
 発行所 岐阜県庁

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十一条第七項の人事委員会規則で定める地位は、顧問、評議員その他これらに準ずるものとする。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会訓令甲

岐阜県人事委員会訓令甲第一号

事務局 一般

岐阜県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県人事委員会
 委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

岐阜県人事委員会事務局処務規程(昭和三十年岐阜県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二号の」を「第二号に掲げる」に、「第十九号中」を「第十九号に掲げる事務」に、「関する部分の事務」を「限る。」に、「第二十号中」を「第二十号に掲げる事務」に、「第二十一号の」を「第二十一号に掲げる」に、「第二十二号の」を「第二十二号に掲げる」に、「第二十三号の」を「第二十三号に掲げる」に、「第二十四号の」を「第二十四号に掲げる」に改め、同条第二項中「第八号の」を「第八号に掲げる」に、「第十二号中」を「第十二号に掲げる事務」に、「関する部分の事務」を「限る。」に、「第十三号中」を「第十三号に掲げる事務」に、「並びに第十六号の」を「第十六号に掲げる事務及び第二十六号に掲げる」に改め、「おいては」の下に、「事務局長は」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

編 集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 一 岐阜文芸社